

「第三四〇回議會」平成二十五年三月六日 予算特別委員会統括質疑

【質問要旨】

- ・震災復興特別交付税の交付要綱について
- ・海岸防潮堤について
- ・入札不調対策について
- ・仮設公立病院の運営について
- ・沿岸無線局について
- ・共同施設等の減免措置について
- ・県道の復旧について

(一般質問) 畠山和純

所定の時間を予算総括質疑をしております。

間もなく二年目を迎えようとしております、あの大震災の発災であります。地方にしろ、県にしろ、我々にしろ、地域の住民にしろ、震災復興に懸命に今取り組んでいる最中であります。間違いなく、前へは進んでるんだらうなど。職員の皆さんも、連日大変な御努力をされておられること、本当に敬意を表したいと思います。ただ、その中であって、今ワカメの盛漁期で、二年目になっても、まだ仮設の物揚げ場しかできていない。そこで作業をしている。あるいは、一向手についてない県道があって、通行する人たちが大変な危険な目に遭っている。そしてまた、今回の補正における三千五百億の減額補正という提案であります。こういう話が出てきますと、それから、現地にいますと、やはりなかなか釈然としない気持ちがたくさんあります。きょうは、そういったことを踏まえながら、総括質疑してまいりますけれども、村井さんは大したもんだなと思ってました。二十二名の一一般質問、それから、きょうも午前中二人、総括質疑がありました。ドクターヘリを除いては、ほとんどまとまな返答がないということです。上手にかわしていくのかな。そういうところは、我々の宮城県議会の尊敬する論客の一人であります某先輩議員は、ばっさりと切り捨てられるような、そんな場面もありました。それで復興が進めばいいんだけれども、なかなかさうもいかないということで、きょうはまず最初に、何人かの皆さんがお話をされました住宅支援の復興特別交付税についてから質疑を行ってまいります。

まず、これは概論でありますけれども、いわゆる復興に使う一括交付金に対しては、これまで使い勝手が悪いとか、いろいろと制度を変えてもらいたいということを地方側から要望してきました。これは、例えば、事務手続を簡略化していくとか、それから、交付金を都道府県と市町村分けて、わかるような形で配布するとか、そういう要望があったと思いますけれども、これは確認をさせていただきます。

(答弁) 総務部長 (上俣屋尚)

御質問のありました国への簡素化要望などについてでございます。

特に、復旧・復興において基幹的な事業となる復旧・復興事業は、復興交付金によって四十事業などセツトされておりますが、これについて、基幹事業のメニュー、あるいは効果促進事業の範囲など、自由度が大変不満が地方側としてはあったわけでございます。これに對しまして、拡大の要望あるいは手続につきましても、それぞれ一件一件の査定になっておりましたことから、これを緩和してほしいということを市町とともに強く求めてまいりまして、かなり成果が上がってきております。引き続き、強く求めてまいりたいと考えております。

(再質問) 畠山和純

ということ、新しい政府になってからも、政府の関係者と内閣が成立してすぐ被災地の意見をということで見交換をしました。何を一番先にやるのかということ、やはり住宅の再建に重点を置いてくださいと。そんな話をしまして、新政権になって、今度約一千億の交付税が措置されることになったというふうに認識しております。それで、これは、これまでのそういう地方側の要望を踏まえて、総務省の方に聞きましたら、この交付金は、これは市町への交付金でありますよ、そういうふうな見解が示されました。また、交付に当たっての総務省の方針といえますか、これは、それぞれの事業については、それぞれ自治体の裁量で、そこで決めるようにというふうなのが、文書の中にあつたと思えます。それが今回いろいろ課題になっていましたけれども、私が非常に違和感を持ったのは、岩瀬議員の質問もそうでありますし、細川議員の質問もそうでありますけれども、本来、市町が自分の独自で判断をして決めなくてはならない支援措置について、県の方針を総務部長が一生懸命話しているわけですね。このことに関して非常に違和感を持ちました。というのは、県は、交付要綱を作成して、市町に、こういうものをお金を分配しますということですね。分配については特に異論はありません。異論はないけれども、若干さっき答弁で仙台市のことがありまして、仙台市の場合には既にあつた制度に對しての補足、補完措置をしますということ、仙台市はまた財政が豊かになるのかなんていうことをちょっと思いながら聞いておりました。これはきょうは議論するつもりはありませんので。その交付要綱のあり方について、私の見解は、交付金、市町に對しての交付金ははっきりしているもの、これは、いわゆる補助金を使う交付要綱が果たしてこれに對し必要なかどうかという、そもそも論をちょっと伺っていきます。

(答弁) 総務部長 (上俣屋尚)

そもそも論という御質問でございますけれども、今回、国から県がいただくのは震災復興特別交付税でございます。それを、県の復興基金に積み立てまして、それを取り崩しをして、市町村に交付をするということでございます。この交付の部分につきましては補助金になりますので、補助金の要綱がしっかりと定め、手続あるいは用途などについて定めるべきものというふうに考えております。

(再質問) 島山和純

その交付が補助金になるという判断は、どこでだれがしましたか。

(答弁) 総務部長 (上俣屋尚)

県におきましては、補助金等交付規則を制定しております。この規則におきまして、補助金等とはという定義が第二条でございます。「県が県以外の者に対して交付する給付金で次に掲げるものをいう」として、一号から四号まで掲げておりまして、四号として、その他相当の反対給付を受けない給付金という形で掲げております。ここに該当するということが必要になります。

(再質問) 島山和純

国の見解とちよつと違うようなんだけれども。国の方に聞きましたら、これは明らかに市町に対する交付ですというふうに明言されておりました。部長の解釈とはちよつと違ってくると思うけど。補助金適正化法の適用外とすることも、一括交付金については、地方側から要望していたわけですよ。そういうことを配慮したのかなと私は思っております。その辺についてはどうですか。

(答弁) 総務部長 (上俣屋尚)

国の補助金適正化法は、国からの補助金に対して適用がなされますので、県からの補助金については適用がされないものでございます。また、国とは、当然これまでも鋭意緊密にコミュニケーションを図ってきたところですが、今回の震災復興特別交付税は、あくまで全額が都道府県に対して、本県も含めて六つですけれども

も、交付をされ、それから、原則としては、国としても被災市町に交付することを想定はしておりますけれども、ただ、それぞれの都道府県の判断でその一部等を都道府県において独自の措置をしてもいいし、そこも含めて都道府県の裁量であるということとなっております。

#### (答弁) 村井嘉浩知事

今、部長から定義等について説明がありました。ストリートに今の御質問にお答えするといったしましたら、交付金でありますので、正直申し上げて、そのままと市や町に幾らですよ、あとどうぞ御自由に使ってくださいということも、やろうと思えばやれないわけではなかったと私も思っております。しかし、今回のそもそもこれが出た根本は、一番最初の出発点は、同じ津波の被災を受けた人たちで、しっかりとした手当てを受ける人と手当てを受けない人がいる。また、各市町で相当大きな格差が出てしまった。この格差をどうするんだと。県議会からも、県は、それに対して指をくわえて黙って見ていただけなのかと、昨年十一月、九月議会で、それを県としてしっかりと格差が出ないように手当てをするべきじゃないのかという御質問が何回も何回もありました。私は、それに対して、国に今要請をしております。お金が来たならば、そのお金でしっかりと手当てをするということにしたということでもあります。

したがって、一定の基準を示してあげないと、市や町もまた格差が出てしまう可能性もあるといったところが一つと、ここに至るまで、結論だけ見えてますけれども、市や町と相当調整をいたしまして、国から示された大まかな内容から更に踏み込んで、市や町の考え方も相当うまく中に入れたつもりでありますので、その点については、その辺の県議会の考え方も受けて、このような対応をしたということで御理解いただきたいと思いません。

#### (再質問) 畠山和純

当然そういう要請は我々もしてまいりました。しかし、私が先ほど話しましたように、市町に対する交付金に對して、その使途について県が義務づけまで課しているわけですよ、要綱の中で。これは行き過ぎじゃないのかなと思うんですよ。というのは、これはきのうの河北新報の中に、石巻市の亀山市長が、四日の市議会二月定例会で、住宅再建にはきめ細かい支援が必要。県は市町に任せるべきで、示された対象には大変不満だと、こう

表明しておるんですよ。この話は、何力所かの市からもそういう話があります。それから、今、知事は、いろいろとこれをつくるに当たっては、市町といろいろ話を調整を重ねてきたと言うんだけれども、担当の市町村課に、私、要綱の話聞いたときに、要綱策定については市町と一回も話してませんよ。これ、部長、どうぞ。事実を確認します。

(答弁) 総務部長 (上俣屋尚)

ただいまの議員の石巻市長の御発言、新聞報道されていたのは、そのとおりでございます。石巻市とも、今回のこの制度を検討するに際して、沿岸十五市町には全部、事務的な御意見という形でいただくのはもちろんですが、けれども、更に被災の大きかった市町、石巻市初め特別職級のレベルの方にも密に御相談をさせていただいております。石巻市長の御発言の背景には、石巻市においては、でき得るならば、補修も対象として認めてほしい。あるいは、震災前に持ち家を持っていた方ではないけれども、賃貸住宅に入居されていた方々で家を買おうという方にも新たに支援制度をつくってそれに充当したいということですが、そこはこれまでの議会の中でも答弁申しましたように、なかなか難しいと考えているところでございます。

(再質問) 畠山和純

だから、そういう難しいのが、国の基本的な考え方で、被災市町村が地域の実情に応じて、弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、国の積算を踏まえて市町村への配分を行うと、こういうふうに書いてあるわけですよ。だけど、この要綱の中では、これとこれ以外はできません。それから、実施計画があって変更する場合は、市と県が協議をして、知事の承認をもらって、それを行うというふうになっているんですよ。これ時代おくれですよ、今の地方分権の趣旨の中で。それと、被災地があつて、どうやって再建をしていくか、独自にいろんな決めて、その町々によって違うわけですから、これは裁量に任せるべきであります。

岩手県の、また岩手県の話をするとうけられないんです。震災復興特別交付税の追加措置の趣旨を踏まえた活用を基項ということで、ア、イ、ウの三つしかないんです。震災復興特別交付税の追加措置の趣旨を踏まえた活用を基本とされたいこと、被災地域における安定的な生活基盤の形成を促進する観点から、市町村独自支援策として、被災者が市町村内に云々ということと、その他今回の追加措置の趣旨を踏まえた支援策への活用を図りたい。

ここには要綱も何もありません。全部市町の裁量に任せてんですよ。あとは実施計画、報告するんですよ。だから、今の部長の答弁とさっきの知事の答弁とは全くやり方が違って、どちらが地域の実情を反映できるのか。何で県がその市町村の細かい政策まで一ターマターマやって義務づけを課すのか、これは非常に私は疑問だと思います。

#### (答弁) 村井嘉浩知事

我々も、ぽんとお金を渡して、あとどうぞ御自由にとというのが一番簡単なんです。しかし、今言ったように、例えば個人の家の補修、あるいはアパートに入居されていた方が家を建てたい、そういうところまでお金を出すということになってきますと、もう際限なく財源が必要になってくる。それで、今度、逆に危険区域の中の人の方が不利になってしまおうということも出てくるということで、七百二十三億では、そのようにしてしまおうと、絶対足りなくなってしまうと思います。石巻市だけ特別、七百二十三億の財源を石巻市だけ特別ふやすわけにもいかないということ、我々といたしましては、この七百二十三億の中でできることをするためにどういう基準でやらなければいけないかということを示してあげないと、自分のところだけどんどんまた隣の市と町で競争をして、またどんどん差が出てきてしまっただけじゃないということ、この七百二十三億でやれる範囲内はここまでですよというのを示さないといけない。しかもそれが重要だということをやったということでもあります。

岩手県と比較をされると、いつもこういう答弁になってしまふんですが、岩手県は本当に被害が宮城県とはけたが違って、宮城県に比べると小さいということもあって、比較的对象が限定されるという、そういう面を御理解いただきたいと思えます。

#### (再質問) 畠山和純

だから、配分された額は限られている。市町はそれを工夫して使う。際限なく使うか使わないかというのは、市町の判断。県の判断でないですよ。何で地域のことを地域が考えるという、要するに地方自治の本旨ですよ。それを知事はいつも国の方に言っているでしょう。国はもう少し県に裁量を任せろと。すっかり同じことは、県と市の間にあるわけですよ。それで、このことによって、じゃ、何が起きているかと言いますと、市の職員は、これにかかりつきりになる人たちが何人か出てくるわけですよ。それから、仙台に来て、また、実施計画がいい

悪い、いい悪いの話がするわけですよ。それから変更があれば、また来るんですよ。事務手續がどんどん煩雑になっていく。今回復興事業がおくれている一つの原因は、制度が改正されないということと、こういうふうな形で事務手續がどんどんふえていくということなんです。この簡素化を図らなくていけないという、こんなことやっていたら、市の職員なんか何人いたって足りませんよ。マンパワーが不足しているんだから。そういう観点から、これは私は、要綱を大幅に見直して、もっと使い勝手のいいようにするべきだと思いますけれども、どうですか。

### (答弁) 村井嘉浩知事

このとおりしなさいというものではなくて、これをベースに市や町の方で独自にお考えいただければいいと思います。また、私の方は、市や町の方から、逆に、ある程度の基準を県として示していただかないと、それはもう自分たちだけではとんでもないけど制度設計できないので、何とかある程度方向を示してほしいという声があったのも事実でございます。したがって、これをベースに、市や町の方で独自にお考えくださいということでは、私の方は、書類を持ってきて、書類が不備だからと突っ返していくということではなくて、きっちりとした、ある程度の方針に基づいてやっていただいているのかというのを確認させていただく。そして何といたしましても、財源が足りなくなってきたからまたくださいでは出せませんので、その辺については大丈夫なんですけどねという確認はさせていただくことになるということでもあります。

### (再質問) 島山和純

だから、それはいいんだけれども、市町がつくる支援策ですよ。だって、このことにまでいい悪いの話をしているというのは、これおかしいんでないの。

例えば、ある市とある市は県外に移った人にも支援を出したいという話をしますね。だけど、これの趣旨は定着を図るやつだから、それはだめですよという話をしますよね。だけど、私は、それこそ、地域が交流をして同じ交流圏で生活していく場面があったり、その町が持ってきた歴史があったり、それこそ市が判断すべきことじゃないのかなというふうに思ってるんですよ。それは県が裁定する話ではないなというふうに思ってます。さっきの修繕の話もありましたね。これは認められない。認めない。こんなことまで県が一ターマ、これおかしい

ですよ。これは私はおかしいと思いますよ。

(答弁) 村井嘉浩知事

つまり、要は、財源が限られているということです。ですから、その中で独自に補修にもあるいは自分の町から出ていく人にも出したければ、どうぞ出していただいて結構だと思います。ただ、その分は、独自財源で足ってやっていただければいいんです。この七百二十三億の中でそれをやり出したら、隣町は出してくれたじゃないですか。うちの町も出してくれという話必ずありますから、そうするとまた市長さんや町長さんは、またバランスが崩れてきて、県、何とかしてくれという話になってくるということです。そのときに七百二十三億しかありませんからと言わざるを得ないということで、そういうことがないように、今回しっかりとした、こういう基準で配ればこの中でおさまりますから、何とか、そして私は、あわせて、皆さん、これ以上格差が出ないように御協力をお願いしますという文章を添えて出したということです。財源があれば、それは幾らでもやっていただいていると思うんですけども、その中でやっていただくということです。

(再質問) 畠山和純

ちょっと誤解されていると思うんだ。財源の話をしているんじゃないんです。いろいろまちづくりをやるときに、住民に一番近いところで物を決めていくというのは原則でしょうということなんだ。であれば、限られた財源をどう使うかというのは、これは市町が判断することなんです。県がその中のやり方までこれこうしなさい、ああしなさいということは、地方分権の趣旨から言って、地方自治の趣旨から言って、私はおかしいんでないですかということ言ってるんです。

(答弁) 村井嘉浩知事

ですから、それはあくまでもそうしなさいということではなく、それは基準でお金をこのように配りましたいうことでありますので、その中で、市や町が、いや、おれはこれよりも、Aという人たちよりもBという人たちの方に配るんだと。あるいはAという人の分の取り分を少なくして、Bという人に回すんだというなら、それはそれで大いに結構なことだ。ただ、お金が、別の人に、BやCさんにお金を渡すために、財源が足りなくなっ



から、ほかの市や町の分のお金をうちの方にくれと言われても、それはだめですと言わざるを得ないと。それだけの理由です。

(再質問) 島山和純

配られる額は決まってるわけですよ。その中で市町はどうぞという話でしょう。だけど、今はそうならないです。あと、審査が今度は厳しく入っていくわけですよ。これは復興庁が審査庁だって言ったのと同じような形態を宮城県がつくるといって、要するに中央集権的な体制の中で物事を挟んでいる。

何でこの問題を取り上げたかという、いろんな面でそういう傾向が強いので、あえて、この問題を私は取り上げたいです。村井知事は、道州制を道州制をといて話をよくするんだけれども、これの原点は何ですかということに対して、地域のことは地域で決めるんですよ。それが地方自治の究極の目的です。自立した地域社会のためにはそれが必要なですよ。そのための、究極の行政改革が道州制だと。私は、この理念だと思います。こういうことは昔から話している。であれば、道州制とは何ぞやという議論もあったんだけれども、例えばこういう事業は、今度の交付金事業みたいに、国が市町に対して、こういう事業についてはこういう交付金がありますよと。これを裁量権を全部市町にお願いをしてもらうということが、これが地方自治の具体的な例なんですよという、私は、格好の材料になるんじゃないのかなと思っただけです。ですから、そのことを意識して、であれば、今知事は言ったんだけれども、それは勝手ですよ。それは勝手になってないの。それは裁量権が認められるようにしてください。

(答弁) 総務部長 (上坂屋尚)

議員御指摘のとおり、市町の裁量をしっかりと認めることは非常に重要だと思えます。今回の交付金の制度につきましても、国から震災復興特別交付税を交付をいただく際に、一定の目的がありますということを明示して、一月十五日に事務連絡でもいただいております。これまで議会で説明させていただいてきた趣旨ですけれども、そういった一定の目的のもとに交付を受けたものでございます。県から交付するときにも、一定の根幹的な目的、復興まちづくりの推進、それから被災された持ち家を失った方の住宅再建という、その二点だけはしっかり押さえつつ、その他につきましては、市町の実情を幅広く認めているという形で制度設計をしたところですので、御

理解をいただければと存じます。

(再質問) 畠山和純

いやいや、理解できないんだ。要するに、実施計画と、知事の承認しなくてはいけないという義務づけは何で出てくるの、実施要綱の中では。

(答弁) 総務部長 (上仮屋尚)

今回の市町村への補助金は、復興基金を取り崩して交付金として交付をしますのでございます。それにつきまして、一定の手続が必要ですので、交付申請を求めて、交付決定を行って交付をするということで、これは今回の交付金もそうですし、より自由に用途を考えていただいている一般的な震災復興基金を市町村に交付する場合にも同様の手続を経たところでございます。これは一定の最低限必要な行政手続であるというふうに認識をしております。

(再質問) 畠山和純

岩手県は被災が小さいので、やり方が違うんだという話なんだけれども、これは地方自治の根幹にかかわる話ですから、明快にしてくださいよ。市町村への要請事項になっていくんですよ。これは被災が大きい小さいじゃないと思うんですよ。交付金の運用だと思えますよ。そのことは今の部長の見解と全く違うわけですよ。追加分の活用に当たっての市町村への要請なんです。交付要綱をつくって義務づけているわけじゃないんですよ。これは裁量権をそこで認めているという地方自治、地方分権を意識してる話だと思えます。

それと、もう一つ、事務手続が煩雑になることによって、復興事業が少しでもおくれしていくということですよ。この辺についてはどうですか、部長。

(答弁) 総務部長 (上仮屋尚)

議員御指摘の岩手県で既に要綱が定まっているという情報につきましましては、大変お恥ずかしいんですが、けさの段階で我々も情報収集に把握したところでは、まだ岩手県では要綱確定に至っていないというふうな情報で、そ

こは差異がありますが、いずれにしましても、宮城県としましては、今回の住宅再建のための非常に課題であつて、国に求めて実現をしたのも宮城県ですし、それからこの交付のルール等を市町村といち早く検討して、このようにしようということ、早速今年度末までの交付に向けてのスピード感も我々宮城県が一番速いというふうな自負をしているところがございます。いずれにしましても、岩手県の方法につきましても、今後しっかりとそこは参照していきたいというふうに考えております。

### （再質問） 島山和純

要するに、これも変える気もないし、意識改革の考え方もないようなので、これはここで話し合いをやめるんだけれども、中央集権的体質だよ、間違いなく。それが、今回の復興をおくらせてますよ、間違いなく。このことは、現場で何回も、私は、震災終わった何週間目からずっとこのことを話してますから。知事にも、三浦副知事にも話しているし、若生副知事にも話している。だけど、一切今まで取り上げたこともないし、顧みたこともない。全部一蹴される。これじゃまるで螻蛄の斧だ。情けない話ですけどね。だけど、この話は、私は、おれの考えが間違っているのかなというふうに思うんだけれども、そんなことはないなと思っておりますよ。やはり宮城県議会は、NPO促進条例という議会提案の条例を議員提案で出している。これは私と遊佐議員が提案をしてつくったんですけれども、その前文に載せてあったのが、地方自治なんです。そのことが、将来の地域社会を自立した社会に導いていくということを前文にうたっております。これは村井知事も一緒に提案したんだけれども、村井知事は知事になってから、行政改革とかこういうことに対して全く意欲を持たない。道州制、道州制ということ、私はまず隗より始めよ、自分の地域のガバナンスどうすんのかということ、それから行くと思うんですよ。今回のようなもの、格好の材料だと思う。その辺はぜひ意識してもらいたいと思ひますよ。

次に移ります。

被災した何日か後に唐桑の方に入っていて、私の縮立というところなんだけれども、その避難所に行ったんですよ。そうしましたら、当時の被災後の一週間は、自分でも何をやってたのか、わかりません。被災地の情報をとにかく集めて、対策本部へ情報を集めてたんですけどもね。そのときに、一つの布団におばちゃん、四人も五人もくるまわっていて、それから被災を受けなかった家の人たちがみんな来て炊き出しをして、食料を持って

きて、本当に助け合って、公の助けは三日も四日も一週間も行きませんから、地域だけで本当に生き延びてくるわけですね。そのときに、私が飛び込んで行ったら、「ああ、和純さん、お宅が一番先に流れたよ」って、近所のおばちゃんを抱きついてきましてね。そのとき、私は、その人たちを元気づけようと思って行ったんですよ。そしたら、「あんだ、頑張りいんよ」と、逆に被災した人に言われた。そのときの情景というものを、私にとっては、それがいわゆる地域のきずなということですね。この情景を決して忘れまいと思った。この出来事、それでこの人たちのこの心遣いを決して忘れまいと、そのとき固く思ったわけです。

それから、いろいろ復旧・復興対策に取り組んできたんだけど、海岸防潮堤については、海岸防潮堤と水産特区取り上げますけれども、このことについては、議会の意思はもう既に附帯意見と、それから決議で明らかにしておりますので、今さら賛否は申し上げませんけれども、恐らく村井知事が最も愛している宮城県議会ですから、議会の意思は十分に尊重していただけるんだなという私は固く思っておりますので、ここで賛否の話はしませんけれども、海岸防潮堤については、ある程度皆さんが努力してもらったので、八割方、地域との合意がついてきたかな。七割か八割か。あと何港か残っているんですね。残っているところは、共通点は、例えば海水浴があるところどうしようかという話と、それから、鮪立とか小鯖とか浦の浜みたいのに、後ろ側にすぐ逃げる場所があるとところあるんです。急なすり鉢状況になっている。湾があって。そして、その町の基幹漁港としてずっと生きてきたというところですから、そこに住んでいる人たちの大変地域に対する愛着も強いんですね。ここが今、私が懸念していることは、対立行動が出てきたんです。高い堤防でもいいですよという人もいるし、全く要りませんという人もいるんですね。いや、このぐらいの高さになればということ、何回も何回も話をして、今回私が議会へ来るときに、この地域の人にお願ひされてきたことは、行政の人は、知事の決意が固いので堤防の高さは変わりません、こういふ説明の仕方をして、そこから一步も動かないんです。調整のしようがないんですよ。みんなが満足するような調整、縮立で言えば、例えば明治三陸の大津波のときには、四、五メートルの津波しか来てないんです。この地域の人たちは、四、五メートルの堤防であれば、百年に一回の津波は防げるんでないかというのが、みんなの常識的な考えなんです。ですから、この三者が円満に解決できるような調整ができないかということ。四、五メートルにしる、これは理由は実測値です。過去にあった、百年、二百年の実測値でそれは確認されております。それと、首藤先生、津波の大家であります。それから今村先生もそうだけれども、リスクを共有するということが堤防の高さを変えてもいいのではないかという意見あります。それから、首藤先

生は、巨大な堤防がかえってその地域の住民の防災意識の風化につながっていきますと。それよりは、ある程度の津波で常にすぐ逃げられるような態勢をとっていくとかという、そういうソフトの部分もつくった方がいいですよというような、そんな提言も、この前、河北新報の記事の中に載ってました。

そこで、結論であります。その高さをどうしても変えたくないのかということ、ここで答弁をちょっともらいたいんだ。もう一つだけ言いますと、一番私が懸念しているのは、きずなが壊れちゃうんですよ。そのときに培ってきた、その地域がともに生きていこうという、そのきずなの中にくさびをばあんと今打ち込んでいますよ。私は、こういう復旧・復興事業はあり得ないと思っっているんです。このことを踏まえて、ぜひ答弁お願いします。

#### (答弁) 村井嘉浩知事

おかげさまで、気仙沼の町の中心の湾央部については、委員の御協力もいただきながら、何とか住民の合意も取りつけたということでございます。あと、小鯖、鮪立、私も視察をさせていただきました。確かに委員おっしゃるように、すぐ後ろにもう高くなっております。堤防の高さの問題なんですけれども、私は、職員には、要はその位置をよく考えながら検討してくれということは言っております。まだ今調整中でございますので、ちょっとこれ以上のお話はできませんが、住民合意に向けて、最大限努力をさせていただきたいというふうに思っております。

#### (再質問) 畠山和純

合意するためには話し合いの余地があるというふうには理解しますけれども、よろしいですね。

さっきやった、すぐ後ろに高さがあるということは、堤防を後ろに下げられないんです、これ以上。すると、高いところに家建てられなくなっちゃうし、空間も何もありませんよ。そういう地勢的な理由もあるということですので、何よりも被災した人たちの心に寄り添いたいという知事の言葉があったじゃないですか。心の復興。高い堤防ができたら、ここにはもう再建しないという人がもう何人かいるんですよ。こんな悲しいことは私はさしたくないの。ぜひお願いします。

これは水産特区も同じような話なんですけれども、部長にちょっと確認するんだけれども、二日の日ですか、

カキが売ったのかな。生産されて、合同会社のカキが販売されましたよね、ニュースでやっていたんだけども。

(答弁) 農林水産部長 (山田義輝)

正確な日にちは忘れましたが、最近開始をしたというふうに聞いてございます。

(再質問) 畠山和純

このカキは、特区の海ではないですよ、今養殖しているのは。

(答弁) 農林水産部長 (山田義輝)

そうでございます。

(再質問) 畠山和純

販売は、合同会社が販売したということではないんですね。

(答弁) 農林水産部長 (山田義輝)

はい、そうでございます。

(再質問) 畠山和純

知事ね、まだもちろん水産特区、申請も何もしてないですから、現状の海で生産をされて、民間会社で加工して販売されてんですよ。六次産業できてるんです、もう。それで、この中で、今の問題は、私、知事がこの前、本木議員の答弁で、地域のきずなを分断することが一番の懸念ですという話をされていました。その話を、この特区申請をするときに、皆さんに向かって最初に発信すれば、こんなにこんがらがることなかったんですよ。そういうふうに、私は、この話を言うというのは、私は議長のとときに、知事に言いましたよね。言葉遣いも気をつけてくださいと。被災地は大変ですと。だから、知事の一言で、本当に傷ついたり大変なことになりますよと。だけど、私の言うことは一切聞かないで、そのままぼーんとぶち上げた。だから、こんなふうになった。本当に

あの当時の漁具を流されて、家を流されて、家族流されて、それでどうしようもないところの漁民の人たちに、ぼーんと、私はこうやりますと。それは勇ましくもいいんだけど。ここに来て、本当に情けないですよ。六次産業化をやはりここで完成しているわけですね。できるといふことなんです。あとは漁業権がどうのこうのという話なんだ。ここは、これも本木議員が、いい、いい、折衷案みたいなものを漁業協同組合ともう少し話し合いをして、そこで調整してはどうですかという話やった。そういうふうな私は調整に入る場面ではないかなというふうな思っていますけれども、どうでしょう。

#### (答弁) 村井嘉浩知事

県会議員になりましたから十七年間、畠山委員とはずっと長いおつき合いで、私、ずいぶん畠山委員の言うことを聞いて、人生、生きてきたつもりなんですけど、そのような思いをされていると。大変私もショックを受けました。本音ではないというふうな思っておりますけれども。

私の今までの説明が足りなかったという御批判につきましては、これはもうおわびを申し上げますというふうな思っておりますし、更に誠意を持って対応したいというふうな思っておりますが、新しい新会社の皆さんは、今は特区がないものですから、今のままやっておられますが、特区になったら、特区になって自分たちの、漁協から切り離して自由に仕事をしたいという思いを持って、やめるつもりだった人たちが新たに投資をして会社を始めたということもありますので、そういう人たちの特区にかける思いというものもぜひ尊重してあげていただければというふうに思います。

#### (再質問) 畠山和純

特区というより、特別区になっちゃったね。やっぱり県単で五億以上のお金出して、通常は被災した者に対してしか復旧資金というのは制度資金では出ないんだけど、加工場建設などというのは、全くそのうち外のものについて県は単独で出しているんです。だから、そういうことも、周りの人たちは、大変もうこの人たちは一緒にできるのかなんていう気持ちを訴える人もいるんです。だから、これも円満な形で調整できるものは、落としどころ必ずあると思うんです。このことについてぜひお願いしたいと思えます。特区申請については、やはり議会の意思をぜひ尊重していただきたいということを改めて申し上げておきます。

次の質問に移ります。

入札制度については、何度か具体的な話がありましたので、余り細かくはお聞きしませんけれども、南三陸町に泊半島線というのがあります。ここは、非常に損傷が激しくて、県道がいまだ手つかずなんです。工区、半分に分かれまして、南側の工区の方がだめなんですけれども、ここで、一月入札して不調、すぐ次の日入札して不調、そして、その次、二月になって、締め切る。競争入札、二十八社から参加の指名競争入札んだけど、一社も応じないという、宙ぶらりなんです。これどうしようかということを引きのう地方公所の方を訪ねましたら、それはもう明許繰り越しになるのかな、来年度対応しますということなんです。こういったことに対して、もう先の見通しが全くないような状況になってあるんです。これについては、やはり随契とか、そういったものを急いで取り入れる、その仕組みは早く改善することとをすぐ決めてもらいたいと思うんですけれども、どうでしょう。

(答弁) 会計管理者兼出納局長 (小野寺好男)

入札不調対策ということで、これまで、我が県については一般競争入札でやってきております。復興・復旧工事につきましては、入札不調が多くなってきているということで、二回とか三回とか不調の場合は、指名競争入札とか随契とかでやってきておりますけれども、まだまだ入札不調が続いておりますので、一度は入札参加機会を確保するというところで、一般競争入札は必要とは考えておりますけれども、その後の対応については、できる限り積極的に指名競争入札とか随契とかというような弾力的な運用を図っていきたいというふうに考えております。

(再質問) 畠山和純

価格の設定なども時勢に合ったようなものをきちっと出すようにお願いしておきますし、あとは地方公所における発注限度額、これは震災を踏まえて、土木の方は三億ぐらいいまでふやしたようでありますし、漁港の方は三億まで上がっている。これの拡充は考えられませんか。例えば五億でありますとか六億でありますとか。このことによって、時間的ロスというものもかなり解消できてくるのかなど。それから、随契にする何するという判断も即座にできるんじゃないのかなという思いがするんですけども、どうでしょう。



(答弁) 会計管理者兼出納局長(小野寺好男)

地方機関での執行額については、平成二十三年度に、一億五千万から三億ということで、これについては今現在でどうのこうのという改善策は決まっておりますけれども、今後それらも含めて検討してまいりたいと考えております。

(再質問) 畠山和純

検討している間に終わってしまうので、もう即座に決めてくださいよ。

県道気仙沼唐桑線の本町橋がこの前開通式がありました。震災で中断してあったんですけれども、大変よかったですかと思えます。この路線は、気仙沼市の中心街をつなぐ大変重要な路線でありますけれども、この本町橋が完成したことによって、逆に化粧坂というところが非常に・若生さん、知っているよね、ツルの首みたいになるところになってきて、何かのときには、そこでもう車渋滞するのは目に見えてわかるんですね。それで、この質問は、その県の道の改良をどういうふうに取り組んでいくかということ、実は、この前、十二月七日の津波警報のときに、沿岸市町はどことも大変な渋滞を巻き起こしました。避難できないような状況になりました。大規模震災の調査においても、各市町からそういうお話がありました。これで、避難路の確保をぜひお願いしたい。その中で、復興事業で認められているのは、浸水域だけなんです。浸水域の道路だけなんです。実は避難路とというのは、浸水域から安全なところに逃げる道路なんです。逃げる道路について、復興事業、認められていないですよ。このことをぜひ、国、それから強く、我々も運動しますけれども、そのことをきちっと対応してもらいたいと思うんですけども、県道気仙沼唐桑線の改良と避難路の件について。

(答弁) 村井嘉浩知事

具体的な道路については土木部長が答弁いたしますが、そういった避難路の予算化については、我々も足りないというふうに思っております。これについてはしっかりと国の方に働きかけてまいりたいというふうに思っております。

(答弁) 土木部長(橋本潔)

おかげさんで、懸案であった本町橋開通したわけでございますが、化粧坂という勾配が非常に急でありまして、都市計画道路にも指定されておるんで、これからどういう形にしていこうかということ、これから引き続き検討していきたいと思っております。

(再質問) 畠山和純

防潮堤よりは大事な道路だと思えますよ。避難をするときの横線の最も基準になるところですから。ちょっと今の答弁では納得できないね。

(答弁) 土木部長(橋本潔)

いろいろ避難道路につきましては、市町村が地域防災計画に位置づけていくというのが条件となりますが、気仙沼市さんとかいろいろ調整を図りながら、前向きに検討していきたいと思えます。

(再質問) 畠山和純

前向きと、後で検討するのと、どう違うんだかわからないけれども、時間をかけずに。

それで、道路の関係でもう一つ、その本町橋の交差点で、川沿いの道路があるんだけど、これも大きな津波被災があって、やっぱり避難道としては非常に大事なんだけど、河川の行く道路で、河川の改修、道路の幅広げられないというふうな話もありましたね。これについては、河川改修とあわせて市道の拡幅を行った方がいいのかなというふうに思うんだけど、河川改修についてはどういう、道路の拡幅可能かどうかということについてお願いたします。

(答弁) 土木部長(橋本潔)

大川の改修は、昭和五十四年十月に洪水がありました、気仙沼市街地、大氾濫しました。それで激特事業を投入して、五十九年度まで改修しました。それで、本町橋の上流の右岸側は堤防ができています。左岸側でございますが、左岸側の現堤高は計画堤防高より高い高さになってまして、五十分の一の計画規模の改修に当たっては、河道だけの掘削をすれば間に合うんですね。ですから、そこを市道が堤防と一緒に走っているんですが、

その辺は許認可の対象になりますんで、いろいろ河川計画と整合性が図られるということが必要であります。どういう形にするかはこれから気仙沼市さんといろいろ話し合いしながら対応していきたいと思っております。

(再質問) 島山和純

可能性があるということですね。やはり緊急避難路の確保では、これも縦線の一本ではありますので、ぜひ早急の対応をお願いします。

次に、仮設公立志津川病院の運営について伺います。

これは大分前から、南三陸町の被災の状況はもう皆さん御存じのとおりでありまして、病院も、公的病院も、私の病院もすべてなくなつて、今は仮設の病院で運営していると。私立病院も六つあったうち、まだ二つしか診療してないというような状況で、ますます病院のニーズは高まっているんですけれども、登米の方と分散して診療を行っている、病床数も足りないとか、いろいろ人件費のお金がかかるとかで、毎年三億ぐらいの赤字が出ているということでもあります。これは、毎年減収対策企業債で恐らく二億五千万を借り入れて経営を維持していくということになりますけれども、今、新しい公立病院の計画があつて、今度の予算で志津川の場合、三十億ですか、予算化されて、病院の再建については見通しがついたわけですから、病院がスタートする時点で、十億ぐらいの固定債務、抱えていくような格好になるということでもあります。これについては、これも担当の方に聞きましたら、いや、これは前向きに改善を対応していくことでもあります。これについては、これも担当の方に聞きたんですけれども、国の方に聞きましたら、新しい病院がスタートしても、シミュレーションでは経営的な心配はないんだと。これは、経営圧迫のことにはなっていないので、対応については特に考えていないというふうな話が出てきました。これは、一体、県はどういうふうな考えで、これまでどういうふうな話し合いを国とやってきたのか、このことについて答弁を願います。これは財政支援でありますとか交付税措置とか、そういうことを求めてこれからいききたいと思うんだけれども、これまでの経過と今後の対応について伺います。

(答弁) 総務部長 (上仮屋尚)

御指摘のとおり、南三陸町の病院事業、資金不足、毎年度おおよね二億五千万程度生じまして、病院再建までに累計で十億円を超えるだろうというふうな見込みになっております。

現在では、議員御指摘の震災を踏まえて新しく創設されました資金手当て債としての震災減収対策企業債、こちらでもって、これで資金を賄って運営しているわけですが、その利子には二分の一特別交付税措置されるわけですが、当然、元金償還が生じてくる際になりますと、これについての措置がないことから、将来の病院経営が危ぶまれるわけでございます。これは、一つは志津川病院だけに限ったことではなくて、あらゆる公営企業事業、収入減収分についてこちらで資金手当てだけということになっておりまして、発災当初から、たび重なる政府要望で必ず項目に入れて強く求めてまいりました。ただ、まだ実現の光が見えませんが、引き続き強く求めてまいりたいと考えております。

知事を先頭に頑張ります。

(再質問) 畠山和純

国の方でも前向きに検討するというふうなそういう方針でよろしいですか。

(答弁) 総務部長 (上俣屋尚)

今、正直、感触としては、直ちに考えようかというふうな雰囲気にはまだ至っておりません。そういうふうに言っていたただけのように粘り強く具体的なデータなども示しながら、経営はやはりそれぞれ苦しい公営企業がずいぶん多いんだなどと、そういったデータも大事だと思いますので、頑張ってまいります。

(再質問) 畠山和純

しっかりしたデータをもって、行政は行政の方でいろんな説明をお願いし、我々は我々の方でまたいろいろ政府筋等お願いに行きたいなと思っておりますので、よろしく対応方をお願いいたします。

これについては、知事の考えも聞いてくださいという話があったので、村井知事、どうぞ。

(答弁) 村井嘉浩知事

頑張ってます。

(再質問) 畠山和純

次の質問であります、しっかりと頑張ってください。

沿岸がずっといろんな施設がやられまして、その中で、実は沖合で働く船と陸をつなぐ無線局も全部被災しました。一時期、沖合と連絡をとれる状況になかったですね。最初の一年は余り大きく行く船がなかったんですけれども、二年目ぐらいからは沖合の方にも出漁する船がふえてまいりまして、今は、春を告げるイサダ漁が始まりました。イサダ漁に関しましては、唐桑漁業無線局というところが対応しているわけでありまして、ここは旧来から、専任の局長さんが、毎日、交代でワッチしてまして、その安全操業、それから、災害時等々に対応していたわけなんです。これが今経営不振であります、実はイサダ漁が始まる前まで休んでいたんです。この無線局が休むと、ということがあるかという、海上保安庁から、こんな事故がありました、こういう海難がありました、いろんな事故があった。沖へ行かないんですよ。全く情報がないことになりました。今、水産県宮城で動いてる沿岸無線局は渡波とこの唐桑しかありません。これの継続的な安定した経営、運営というのは、水産沖合の小型船にとって欠かせませんので、これについて、県の御支援をお願いしたいということです。それから、きちっとした運営体をつくり上げていくことに県の御支援もいただきたいということです。これについて答弁を願います。

(答弁) 農林水産部長 (山田義輝)

御指摘のとおり、震災によりまして、十一カ所あった無線局のうち、残っているのは二局ということでございまして、県といたしましても、運用されていない局について早急に復旧して、きちんとした体制を整備しなくちゃいけないというふうに思っております、そういう中で、この海岸局の整備については、補助事業を活用して復旧整備するということが可能ですので、現在、漁協さんの方と今後の再編の方針などについて協議をさせていただいてるところであります。そういう中で、今残っている唐桑無線漁協さん等の運営について、なかなか厳しい経営を強いられるというのには存じておりますので、できれば、この新たな海岸局の整備を効率的に配置をするというような形で再編を進めるといふことをしていきたいなというふうに考えております、そういう中でこの経営基盤の強化は図れないかということを検討してまいりたいなというふうに思っております。

(再質問) 島山和純

よろしくお願ひします。

最後になります。

施設保有組合による共同施設、これの減免措置、これは一般質問で同僚の内海県議から質問がありましたけれども、これは一月の常任委員会では私が指摘した課題でありまして、国等々へその後働きかけをしまして、この減免措置はされる方向で進んでいると伺ってました。しかし、内海県議に対しては、検討中ですと、検討しますという話だった。これは、ちよつと状況が違うんじゃないのかなというふうな思いがしますので、もともと被災した漁民が集まってきたその組合は被災した組合でないもので、減免措置が適用されませんというのが、この制度なんです。全くもっておかしい制度なんで、こういったものは早急に改善すべきだと思ひますので、これの現在の知り得ている形での改善の方法、それから既に納めた税金、不動産税についてはどうするのか。あと、市町はどういうふうな対応をしていくのか。その辺について答弁を求めます。

(答弁) 総務部長 (上俣屋尚)

施設保有漁協に対する減免についての御質問でございます。議員御指摘のとおり、被災漁業者等が代替施設を整備した場合には、地方税法上の軽減措置が適用されますが、当該漁業者等にかわって施設保有漁協が取得をする共同利用施設あるいは資材倉庫などについての税については、制度の合間に落ちたといひますか、対象とならないというふうな課題があるというふうな認識をしております。

したがいまして、不動産取得税の減免につきまして鋭意現在検討しております。具体的には同様の状況にある水産業協同組合法に基づく組合なども同様に所有者かわりながら、被災漁業者にかわっての施設を保有しているわけでございますから、やはり税の減免をするには公平性が必要なもので、そういったところ鋭意急いで検討しているというところでございます。なるだけ早く結論を出すように頑張つてまいります。